

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和8年3月31日
こども家庭庁成育局成育環境課

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第一条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令案」について、令和8年1月21日（水）から令和8年2月3日（火）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみお示ししております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	児童手当は自治体業務全体の一部に過ぎず、単独で標準化しても現場の負担軽減効果は限定的です。住民記録、税情報、子育て支援など、関連する周辺業務と密接に連携しているため、児童手当のみを個別に標準化しても全体最適にはつながりにくいと考えます。標準化の効果を最大化するためには、関連業務を含めた一体的な標準化のロードマップを明確に示すことが重要です。 また、標準化により自治体の裁量が縮小し、地域の実情に応じた柔軟な運用が難しくなることも懸念しています。自治体は地域の事情を最もよく把握しており、住民に寄り添った改善や工夫を行うことが本来の役割です。標準化を進める際には、地域差を反映できる余地や、自治体が独自に改善提案を行える範囲を明確に残すことを要望します。 最後に、標準化の目的が単なる効率化ではなく、「自治体が住民に向き合う時間を確保するため」であることを明確に示していただければ、現場としても納得感を持って取り組むことができると考えます。自治体の人員状況や移行負荷を十分に考慮し、段階的かつ現実的なスケジュール設定をお願い申し上げます。	児童手当システムの標準仕様書については、児童手当システム標準化検討会における検討を踏まえて策定しています。当該検討会では、自治体やベンダそれぞれで構成する分科会を配置し、検討過程において関係者への全国意見照会を実施しています。 今般定めようとしている内容については、上記検討会を踏まえ令和6年度にウェブサイトにおいて公表し、当該仕様書に規定されている内容に準拠しております。 また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月閣議決定）に基づき、自治体の円滑な移行および現場負担の軽減に配慮する観点から、一部の機能及びシステムについては、令和8年度以降の段階的な実装等を可能とする経過措置を検討しており、地域の状況や移行体制に応じて柔軟な対応が可能となるよう努めています。

その他1件、今回の改正とは関係ないご意見をいただきました。